

信州新町産業廃棄物焼却施設設置計画

Q & A

2023年11月30日

株式会社 *R - EARTH*

1 最終処分先をどこか考えているか？

現在お取引頂いている業者様含め県内だけでなく県外も視野に入れていきます。(緊急時も想定して、複数箇所考えなければならぬ。)
地元のご理解をはじめ、未だ許可が下りていない計画であり、現段階で最終処分先との正式な交渉、契約はしておりません。

2 排水について

場内からの排水についてどう対処するのか？

雨水排水について、豪雨等への対処は大丈夫か？

焼却処理施設からの排水はありません。
一般的な生活排水のみ合併浄化槽にて処理をして排水する予定です。
雨水はU字溝等の排水設備を含め適切に計画していきます。
場外(当信川)へ排出しないよう、地下ピットを作り3日分の雨水を貯留できるようにし、冷却水として再利用致します。

3 環境保全について

車両等の運行はどのくらいあるか？

搬入車両によって周辺が渋滞するのではないか？

搬入車両については1日あたり最大で30台を見込んでおります。
渋滞防止措置として無線機、携帯電話にて搬入車両と連絡を取り、スムーズな工場搬入をします。

一日に30台も大きなトラックが入ってくるということですが、渋滞しますし搬入道路が狭くて危険です。また、スクールバスが通る場所なので、大変心配しております。がけからの落石がバスを直撃する恐れもあり、道路に停車し続けることは危険です。

- ① 焼却炉での一日の処理能力は決まっており、保管量もオーバーするわけにはいきませんので、おのずと搬入車両の大きさも限定されてきます。大型車ですべて賄うのではなく、小型車と織り交ぜての搬入となります。予定では大型車16台、小型車14台を見込んでおります。トラックが場内から車道に出る場合には回転灯でお知らせすることとし、回転灯が見えないカーブについては、カーブミラーを設置いたします。
- ② スクールバスが通行する時間帯については、搬入車両の通行を停止いたします。また、搬入車両を運転するドライバーについては、入場教育を徹底し、不適格運転手を排除するために抜き打ち検査を実施いたします。

振動や騒音などは大丈夫か？

法で定められた事項について、①維持管理基準・構造基準を遵守し、②環境モニタリングにおける基準値を超過しないよう運用を行います。
他社を含む搬入車両の運転手については新規入場教育として周辺への配慮や安全運行などを含めた適切な教育を行い受講済の運転手しか入場させません。

煙突からの排ガスの影響はどうか？

炉メーカーの技術水準は相当に発達しており、施設的に問題はないです。
操作にあたる人員の教育も適切に行います。
24時間稼働であり安定した運用が可能です。

今回設置される焼却炉から発生するダイオキシンは0ではないのか？

現在日本中に設置されている公共施設、民間施設の焼却炉全てにおいて、ダイオキシンの発生が0という焼却炉はありません。ダイオキシンの発生濃度は法律で決められておりますが、今回設置される焼却炉については、ダイオキシンを除去する装置を何重にも付けることにより、法律の基準値をさらに下回る数値を実現させます。

以前の業者の時は煙と臭いが酷く迷惑した。煙はほとんど出ないと聞いてるがダイオキシンはゼロでないとなると地元住民の健康は大丈夫か？

大丈夫です。事前に実施しました生活環境影響調査の結果報告書からしますと法律で定められた環境基準(ダイオキシン以外の物質含む)をしっかり下回っており、影響ないといった報告になっております。

焼却炉で使用する水を地下水で賄うとのことだが、地下水が出るのか？

水量は十分なのか？

地下水については地下水探査専門業者にお問い合わせし、25メートルから30メートルのところに水脈が見つかりました。
必要な水量の確保については、複数個所での井戸を設置することにより、不足することを避けることができる見込みです。

地下水を取ったことによる周辺地域の地盤などへの影響はないのか？

地下水をくみ上げることによる周辺のがけ崩れ、崩落については、一般的には地下水を取った方が起きない方向に作用すると言われております。

地下水の汲み上げによる地盤沈下は、河口付近や沖積平野などの軟弱な地盤の場合に発生します。当該地区の地盤は、亀裂の多い岩盤または締まった砂礫層で構成されていますので、地下水の汲み上げによる地盤沈下は起こらないと考えられます。

水害や倒木が原因で停電が頻発する地域で、長い時は数日電気が止まることもあるがそのような停電の時でも稼働はできるのですか？

過去3年分の予定地付近の停電に関するデータを中部電力で調べましたところ、ご指摘のように頻繁に停電が発生しておりました。令和2年6回、令和3年3回、令和4年1回で最長時間は6時間13分でした。

弊社の対応としまして運転中に停電が起きた場合は発電機を稼働して対応いたします。

又、長時間の停電時は稼働しません。

地下水を使用した後の排水の影響はないのか？

地下水は冷却水として使用され水蒸気として大気に放出されます。当信川への排水はしませんので焼却炉からの排水による環境汚染はありません。

又、水蒸気は再資源化装置によって70%程度を回収し、冷却水として再利用します。

環境影響調査の内容について接地逆転層のデータが入っていないようですが、どうしてでしょうか？

今回実施しましたデータ測定、予測に関しては、日本国内でも業界で定評のあるユーロフィン日本環境株式会社をお願いいたしました。今回の焼却炉の煙突の高さその他の地形を考慮した状況から、接地逆転層よりもダウンドラフト、ダウンウォッシュの汚染濃度を示す数値の検証が必要ではないかとの見解により、今回は接地逆転層の測定は行わない方向で測定を進めさせていただきました。

4 地元の皆様について

地元住民からすると迷惑を被るだけで何のメリットもないが？

工場への搬入車両1台につき300円を地元地区様にご寄付申し上げます。

住民に対する説明会の範囲については、どのように決定するのでしょうか？

今回計画しております産業廃棄物の処理業、処理施設に関する許可については、長野市が許可権者となっております。説明会の開催を周知する関係住民等の範囲については、長野市の「廃棄物の処理施設の設置等に関する指針」で概ね500メートルについては行うことが望ましいとなっておりますが、意見交換会に出席された方からの意見を取り入れまして、2キロメートル以内に範囲を拡大しての説明会を予定しております。

敷地内の赤線、青線についてどのように考えているのか？取得できない場合は、計画を取りやめることもあるのか？

赤線、青線とも長野市の所有となっております。今までの慣行から、地区との協議書を添付すれば、市からの払い下げ、別の場所への付け替えをできることとなっております。特に今回問題になっておりますのは青線でございます。敷地内にあり、計画建物に抵触する場所がございます。このまま払い下げにご賛同いただけない場合には、建物の変更を行い、計画を続行する所存でございます。

今回計画している焼却炉について、長野県内最大の焼却炉ということであるが。

意見交換会の中で度々長野県最大の焼却炉、最大の大きさのお話が出てまいりましたが、長野市内の民間産業廃棄物焼却炉においては最大となりますが、一般廃棄物の焼却炉、産業廃棄物の焼却炉ともに、今回計画の焼却炉より処理能力が高いもの、大きさもはるかに大きな規模の施設が現在長野県内に存在いたします。いつの間にかこのようなお話が出てまいりまして困惑しておりますが、間違いでございますので訂正させていただきます。

ホームページから各種情報をダウンロードできるようにするべきでないか？

地元の皆様との交流を大切に、見学等を随時受け付けるとともに、各種データの公開等を行います。ホームページから情報がダウンロードできるようにシステムプログラムの更新を進めていきます。

隣接する県道について、あまりにも今回敷地に近すぎる。施設を稼働させる場所として適切ではないと考えるが。

通常今回計画しているような産業廃棄物の処理場を建設する場合、道路が敷地に設置していることが要件の重要な要素となります。市道よりも県道、県道よりも国道というように、しっかりした行政が管理した道路に隣接していることが望ましいこととなります。そういった面から考えると、敷地に県道が隣接している今回の土地については、最適な条件ということができると思います。

協定書というのはどういったものか？

環境保全協定は、廃棄物処理施設の設置、維持管理等にあたって、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るために、当該施設の設置に関し生活環境保全上の利害関係を有する地元住民等と当該施設の設置者(事業者)とが取り交わすものです。相互に対等な立場で結ぶ約束事であり、地域の実情、廃棄物処理施設の種類、処理される廃棄物の種類等に応じて、その内容は様々です。協定を結ぶことにより、法律や条例では規定することができない事項についても事業者の任意の協力で実現することが可能となり、地域の実態に即した環境保全が図られることとなります。

5 廃棄物について

廃棄物はどこから来るのか？

健全な運転には一定以上のごみ量が必要であり、了解をいただいた品目については適正運用に必要な廃棄物量を確保できるよう営業活動に努めます。
県内由来廃棄物のみでは不足が見込まれ、県外廃棄物も視野に入れております。
搬入されるごみの質について、状況に応じて事前にサンプルや分析証明書の提示を求めます。

福島県の収集運搬の許可があるということですが、福島からの放射性廃棄物も取り扱うということか？

放射性廃棄物については取り扱いいたしません。また、意見交換会で質問がありました煙探知機、アスベストについても取り扱いいたしません。但し、通常の廃棄物の中に福島原発由来の放射性で汚染されたものが100%ないとも限りません。搬入されたトラックの廃棄物にサーベイメーターをあてて検査し、放射能を検知したものについては搬入禁止といたします。

全国から廃棄物を持ってくると聞いているが本当か？

現在当社では長野県以外にも産業廃棄物の収集運搬業の許可をかなりの県で取得しております。法的には、許可を取得しているすべての県から廃棄物を運搬してくることは可能でございます。しかし、運搬コストの面などから関東圏以外の地域から廃棄物を運搬することは好ましくありません。関東圏で予定している県につきましては、主に群馬、埼玉、東京、神奈川県、山梨となります。また、県外の最終処分場に焼却灰、ばいじんを運搬いたしますが、その帰りに周辺地域から廃棄物を運搬して当社の焼却炉で処理するというパターンを想定しておりますので、最終処分場のある三重県、静岡県、宮城県、そして帰り道になります栃木県、茨城県、新潟県などからの運搬を予定しております。
県内廃棄物、県外廃棄物の割合についてですが、県内が3~4割、県外が6~7割を想定しております。

24時間操業することのだが、夜中に車両が通るのか？日曜日はどうか？

夜中に受入れはしませんので廃棄物搬入車両は通りません。地元の皆様には焼却炉の運転は24時間操業させていただきたいとお願いしております。搬入車両及び破碎機の稼働は日中を予定しております。日曜、祝日は搬入いたしません。又、お盆、年末年始も搬入しない日を設定する予定です。具体的な日程につきましては協定書の中に織り込ませていただければと存じます。

人体に影響がある有害物質まで、なんでも燃やすと聞いているが大丈夫か？

産業廃棄物は、私たちが普段から排出する普通のごみとは異なるものです。産業廃棄物とは事業活動によって発生する廃棄物のうち、廃棄物処理法で規定された20種類の廃棄物を指します。産業廃棄物の中でも、人の健康や生活環境に被害を与える可能性のあるものは特別管理産業廃棄物に指定されます。その中には特定有害物質を含むものもあります。当初の計画では特定有害物質を含む品目も予定しておりましたが、皆様からのご意見を取り入れまして、計画から除外しました。

医療廃棄物も入ると聞いた。特別管理産業廃棄物ではないのか？

ご質問のとおり廃棄物処理法上の区分では感染性廃棄物と言ひ、特別管理産業廃棄物に区分されます。今回の計画に入れさせていただいております。

前の業者の時は注射針や点滴のチューブなどが野積みされていて雨曝しだった。同じようなことにならないか？

弊社で処理をする廃棄物は建屋の中で荷降ろしをして建屋内に一時保管されますので大丈夫です(廃酸、廃アルカリ、廃油など液体は専用タンク使用)。

運搬車両の事故により感染性医療廃棄物が流出しないか？

感染性廃棄物を運搬する際は、プラスチック製の密閉が出来る堅牢な専用容器を使用し、運搬車両につきましても万が一の交通事故に備えて箱車タイプを使用致します。

許可取得後に取扱品目や処理能力を変更して増大するのではないか？

品目追加、処理能力の変更はいたしません。

焼却炉の対応年数はどのくらいか？

計画的なメンテナンスをしっかりと行うことによって相当な期間使用できます。
減価償却で言うところでは耐用年数は17年になります。

廃棄物の減量化による焼却炉の必要性の減少について

産業廃棄物の発生量は減少傾向にありますが、日本から海外のアジア圏へ廃プラスチック類が大量に輸出されておりましたが、近年、中国をはじめアジア圏へ廃プラスチック類の輸出ができない状況にあり、弊社にて取り扱う品目については焼却処理による減量が必要と感じています。

また、環境に配慮されたプラスチックも開発されておりますが、廃棄段階では従来通りのプラスチックと混ざった状態で発生してしまうことから今後も焼却処理の必要性があると考えております。

6 健全な経営について

収支計画は？

中長期の後継者対策、及び事業の継続に向けた取組みは？

大きな投資の必要な事業であり、まずは金融機関への対応、元本返済、金利支払等の詳細な計画を立案いたします。

必要資材等が値上がり基調であることも考慮して、現状想定しうる計画となっております。

後継者となる人材については、適切な教育を継続して行い、事業が中長期にわたり継続かつ安定的に行えるようにします。

7 建築について

計画地、周辺地域は土砂災害警戒区域となっている。このような危険とされている場所での操業が大丈夫なのか？

計画地、周辺地域は土砂災害警戒区域(イエローゾーン)となっております。しかし、今回計画の建物については規制の対象となるものではなくて、建築基準法等の法令に合わせて建築することが認められております。

計画地はレッドゾーンではないのか？

- ① 「土砂災害防止法」で示す急傾斜地の崩壊に対する「土砂災害特別警戒区域」(通称:レッドゾーン)には該当していません。
- ② 信級地区に通ずる県道 393 号線(小島信濃木崎(停)線)は該当していますので、長野建設事務所で維持管理運営等を行っています。(法面防災対策)
- ③ 道路側の建物壁については、腰壁を鉄筋コンクリート造とする等、流出土砂・落石等の外的荷重に対し十分耐えうる構造となるように考えています、また、県道施設のガードレールが防止柵的構造とならないか県と協議するつもりです。

建設予定地は急傾斜地崩壊危険区域ではないか？そこに建設できるのか？

「急傾斜地の崩壊による災害防止に関する法律」(急傾斜地法)により指定された「急傾斜地崩壊危険区域」には該当しません。建設可能です。

【補足説明】

- 「急傾斜地崩壊危険区域」は、急傾斜地の崩壊から住民の生命を保護するため、また急傾斜地の崩壊を助長・誘発させないために県知事が指定する区域です。
- 橋木地区には、2 箇所の指定区域があり、県が対応しています。

リアースの敷地が土砂崩れしないか？

リアースの敷地は、安定性のある擁壁を周囲に築造することとしていますので、敷地が直接的に土砂崩れすることはありません。

【補足説明】

- リアースの敷地が土砂崩れ的に崩壊する場合は、当信川の洪水によって河岸の側方侵食が生じ、その侵食範囲が敷地築造の擁壁基礎及び、擁壁の安定性がなくなって転倒し洪水流に流される場合に生ずると考えられます。
- 側方侵食は、河川用地の河岸、長野市用地の赤線の順番に起こりますので、安全性を優先させることを考えますと、赤線部分を払い下げて戴き、砂防指定地の許可申請時における県との協議の中で、洪水時の流速に耐えうる堅固な護岸工を計画することが可能となります。

県道沿いの崖から頻繁に落石があるが大丈夫か？

落石については道路管理者(長野県)の責任となります。
周辺道路を点検しまして落石などの崩落の予兆が認められた場合は速やかに長野県建設部道路管理課に連絡致しまして対応頂くように要請します。
又、通行の妨げにならないように落石の移動など行います。

砂防指定地になっているが建設できるのか？

当信川は砂防指定地に指定されていますので、県(土尻川砂防事務所)との協議によりその指定区域を明確にし、指定地内で建設等の行為がある場合には、許可申請を行いその指示に従って建設を行います。

【補足説明】

- 砂防指定地の区域が河川用地内かそれを超えた範囲までであるのか、県との協議に至った時点で確認することとしています。
- 現在流出して通行ができない赤線部分につきましては、県道からの雨水排水処理の流末施設の問題、敷地築造の擁壁設置の問題により、市及び県と協議が必要になると考えています。
- 赤線の払い下げがあれば、県道からの雨水流末施設については、スムーズな協議ができると考えています。

洪水は大丈夫か？

大丈夫です。河川の洪水によって氾濫した場合の予測結果(長野市洪水ハザードマップ)では浸水エリアに該当していません。但し、当信川が敷地に隣接しており、100年に一度を超えるような想定外の雨量を考えまして、廃棄物の保管場所を地上から2メートルの壁を設けた建物で囲うことといたします。川から敷地までの高さが6メートルでございますので、合計8メートルの高低差で洪水に備えます。

河川保全区域での行為に対して申請する高水位(洪水時の水面高)より約2m高い現況地盤高まで水位が上がった場合には、約 $Q=290\text{m}^3/\text{s}$ の流量が予想されますが、200年確率の場合の流量は約 $Q=230\text{m}^3/\text{s}$ と少なく、現地盤線より約4m高い敷地、すなわち場内は水に浸からないと考えられます。

【補足説明】

- 現在、県では200年を超える確率年で計画される公共土木施設はありません。
- 建物の出入口には鋼製の扉、シャッターを計画しますが、これとは別にトラックの出入りに便利なロール扉等を考えています。
- 当信川の高水位については、砂防指定地での行為に対する許可申請の協議で決定してまいります。(建屋の腰壁の高さは、100年に1度の当信川の高水位より7.25m高く計画しています。)

鉄砲水が起きたら大丈夫か？

(鉄砲水：山地小流域で発生する急激な出水や増水現象)

当信川上流部の局所的な雨域に雷雨性豪雨が発生した場合、河川保全区域での行為に対して県に申請した当信川の高水位を超え、これより約6m高く計画する敷地高に迫る場合には、当信川の河川区域を超えて流下することが考えられるが、敷地は強固な擁壁等で築造しているため、鉄砲水に対する耐力があると考えています。

さらに、この敷地高を超えた場合にはゴミピットを囲む腰擁壁が約2mあるため、中にあるゴミは流出しないと考えています。

【補足説明】

- 当該地区は海からの湿った気流による線状降水帯はできにくく、雷雨性豪雨が考えられるが、これに伴う増水の危険性は予想しにくいのが現状です。
- 前線性豪雨など、ある程度まとまった雨域を有する流域総雨量が大きい豪雨の場合には、まとまった雨域のため、地上雨量観測所で降雨の状況が把握できるので、増水の危険は予想できると考えられます。国道19号の場合には連続雨量が134mmを超えた場合には、通行止めとなります。搬入搬出車両が通行できませんので操業は中止となり、災害時の対応を取るようになります。なお、災害時対応については、今後の課題として考えています。
- 信級地区の宮平に県が設置している雨量観測所がありますが、リアルタイムに把握できるテレメータータイプではないため、上流部の豪雨雨量を瞬時に把握することは困難です。
- 敷地内に雨量計を設置し観測することによって増水の危険の予測となり得るか分析機関等と協議し、設置の有無を検討します。
- 増水時における当信川の側方侵食(堀込河道の河岸がえぐられて流出すること。)が100%起こらないとは言えません。並行している赤線を払い下げ戴ければ、県との協議になりますが、事前に強固な擁壁護岸にすることはできると考えています。

現在敷地にある廃棄物の撤去作業について

計画地内には不法に投棄された廃棄物が2,055 m³(燃え殻648 m³含む)が残されており、弊社にて責任を持って全量搬出していきますが、廃棄物を搬出するにあたり分別作業が必要になります。作業時に発生する土壌粉塵の健康への影響調査及び処分に必要な分析を事前に実施致します。

計画地は谷筋で焼却炉を建設するに適していないと思うが何故この場所を選んだのか？

立地につきましては、行政から斡旋されている工業団地などは業種の指定や用途が適合せず、民間不動産業者での斡旋も難しい中、前の業者が燃え殻を残したまま放置されている計画地を知り、一旦社会貢献として弊社で責任を持って全量撤去したのち、産廃処理事業を行いたいと思いを決めました。

総工費25億円と聞いているが本当か？

総工費につきましては詳細設計に入っておりませんので概算となりますが23億～25億円程度を見込んでおります。